令和4年度「アーバンヘルスツーリズム(仮称)の推進」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度「アーバンヘルスツーリズム(仮称)の推進」業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

3 委託料上限

14,700千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 業務の目的

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により観光消費額が大幅に落ち込んだ状態が続いているが、一方で、アフターコロナを見据えた観光需要は国内外で非常に高まっている。特に、感染症を契機に「健康促進」や「アクティビティ」や「美容」をキーワードとした観光需要が大きな高まりを見せていることから、こうした観光需要を確実に名古屋に取り込んでいくため、新たな観光ブランドとして"都市型のヘルス(ウェルネス)ツーリズム"を立ち上げ、名古屋市への観光誘客を促進する必要がある。

本事業は、他都市にはない新たな観光ブランド「アーバンヘルスツーリズム(仮称)」を構築するとともに、関連業界と連携したプロモーションを展開することにより、観光消費の回復及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

※「アーバンヘルスツーリズム(仮称)」の定義

アクティビティ(ランニング、ヨガ等)、スポーツイベント(マラソン、ロゲイニング等)、リラクゼーション(サウナ、エステ、ヘッドスパ等)、食(名古屋独自の食、発酵食品、漢方食等)、宿泊(ジム、温泉、寝具等)など健康や美容に関するコンテンツを活用し、心身共に癒され、健康を回復、増進、保持する旅行形態

5 業務委託概要

- ・他都市のウェルネスツーリズムとの差別化を図り、「名古屋=アーバンヘルスツーリズム (仮称)」のイメージを定着させることを目指し、ブランド戦略を策定する。
- ・メインターゲットは全国の20代~40代の女性とし、ターゲットに向けたブランド戦略に基づく効果的なプロモーションを企画・実施する。

6 委託業務内容

(1)「アーバンヘルスツーリズム(仮称)」のブランド戦略の策定(契約~10月末)

本業務の目的を達成するため、観光需要やブランド構築に向けた現状・課題・可能性等を調査分析したうえで、老若男女を問わず訴求力がある具体的なブランドの確立を実施すること。ブランドコンセプト、ブランド名称、ビジュアルイメージ(ロゴマーク及びメイン

ビジュアル(各1点以上))を策定する。またブランドイメージの定着に向けた具体的な戦略を策定する。

(2)アーバンヘルスツーリズム(仮称)の全国プロモーション(11月~3月末)

- ・SNS広告等を活用し、メインターゲットに向けた「アーバンヘルスツーリズム(仮称)」ブランドを効果的かつ戦略的にプロモーションをし、来訪意欲を高めていく取組を実施すること。
- ・ブランドコンセプトに基づいたWEBサイトを制作・編集及び維持管理を行うととも に、WEBサイトへのアクセスを促す仕組み作りを行う。
 - ※ホームページを開設する場合には、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー(以下、「ビューロー」と称する。)のホームページ(名古屋コンシェルジュ)内に設置することも可能とする。その場合には、ビューローと協議の上決定し、名古屋コンシェルジュサーバーでの公開に必要となる作業経費は、受託者負担とする。
- ・地元関連業界と連携したプロモーションを実施すること。

(3) 効果検証

「アーバンヘルスツーリズム(仮称)」ブランドのイメージ定着、認知度向上を測定するため、事業効果の検証方法を検討し、実施する。

(有識者を入れたシンポジウムの開催を含む)

7 成果品

- (1)アーバンヘルスツーリズム(仮称)の推進業務に関する事業報告書(A4版) 2部
- (2)アーバンヘルスツーリズム(仮称)の推進業務に関するビジュアルイメージ等のデザイン データ
- (3)アーバンヘルスツーリズム(仮称)の推進業務に関するWEBサイト
- (4)その他、上記に関係するデータ等

8 その他

- (1)受託者は、ビューローが実施する「アーバンヘルスツーリズム(仮称)に関する旅行商品造成支援事業」と相互協力し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮しなければならない。
- (2) 本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3)受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。

9 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。

- (3) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託 を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記情報取扱注意項目を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。 中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用及び改変できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。 なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応

要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (10)本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (11)受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し、連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12)本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

10 問い合わせ先

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

おもてなし部おもてなしグループ 担当:清水、中山

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10番 19号名古屋商工会議所ビル 11階 TEL (052) 202-1677 FAX (052) 231-0922

<メール> omotenashi@ncvb.or.jp